

島労基発1113第3号
平成29年11月13日

建設業労働災害防止協会島根県支部長 殿

島根労働局労働基準部長



建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーンの実施について

労働行政の推進につきましては、平素から格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県内の平成29年10月末時点の建設業における労働災害による死亡者数は0人、死傷者数は前年同期と比べ15人(16.9%)減少の74人であるものの、このうち墜落・転落災害によるものは24人と死傷災害全体の32.4%を占めており、依然として高い割合で推移しています。

また、本年6月に閣議決定された「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」において、墜落・転落災害防止対策の充実強化として、労働安全衛生規則に基づく措置の徹底を図るとともに、別添2に示されている、安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及を図る旨が明記されたところです。

このような状況を踏まえ、厚生労働省においては、墜落・転落災害の防止に向けた重点的な取組として、災害の多発が懸念される年末年始の2ヶ月間(平成29年12月1日から平成30年1月31日まで)、「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を展開することとしました。

つきましては、傘下会員に対し、別添1のリーフレットを活用し、労働安全衛生法令の遵守徹底及び「より安全な措置」等の普及促進につき、改めて周知いただくとともに、墜落・転落災害の防止について自主的な取組を一層強化していただきますようお願いいたします。